

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
高知市	土佐山地区(日ノ浦・土佐山)	令和5年2月22日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.3ha
アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	9.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・農業者の高齢化等による農業従事者の減少。・狭小区画、急傾斜地の農地が多く、作業効率が悪い。・有害鳥獣による農作物被害。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

全集落の農地利用は、地域内外からの新規就農希望者の受け入れや親元就農者を確保することで対応していく。
(一財)とさやま開発公社に地域の農地を管理してもらおう等、放棄地を増やさないよう努める。

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
<input type="radio"/>	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定内）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：】 <input type="radio"/> 農業者（協定外）【具体名：現在の管理者の子、血縁者等】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：】
<input type="radio"/>	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定内）【具体名：】 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：】 <input type="radio"/> 農業者（協定外）【具体名：現在の管理者の子、血縁者等】 <input type="radio"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：とさやま開発公社】
<input type="radio"/>	担い手等が確保できていない
<input type="radio"/>	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
<input type="radio"/>	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
<input type="radio"/>	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
<input type="radio"/>	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：
	その他（自由記載）

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
<input type="radio"/>	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要
<input type="radio"/>	協定内で担い手を育成・確保
	<input type="radio"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="radio"/> 新規就農者
<input type="radio"/>	協定外で担い手を確保
	<input type="radio"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="radio"/>	基盤整備等により耕作条件を改善
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る
	新たな作物の導入により所得の向上を図る
<input type="radio"/>	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る
	耕作継続が困難な農用地の林地化
	放牧利用による農用地の管理
<input type="radio"/>	鳥獣被害防止対策の実施
	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
	その他（自由記載）

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく	
<input type="radio"/>	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="radio"/>	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

解決策	いつ	どこで	誰が	何を（取り組む）
防除柵の支援	R4～6年	集落の農地（一部）	協定参加者を中心とする集落の農業従事者	防除柵を希望する園地への柵を共同で取り付け 補助制度等の活用（情報提供等）
農作物の協同防除	R4～6年	集落の農地（一部）	協定参加者を中心とする集落の農業従事者	高齢等により、農地の保全が難しくなってきた農地の協同での防除作業を行い、農地や作物を管理する
動力噴霧器の購入	R4～6年	集落の農地（一部）	協定参加者を中心とする集落の農業従事者	動力噴霧器を購入し、作業の省力化を図る

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：】
	J Aが支援する【具体名：】
	集落営農組織が支援する【具体名：】
	農業者が支援する【具体名：】
○	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。